

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称・住所

事業所名	志賀町地域包括支援センター
代表者氏名	志賀町長 稲岡 健太郎
所在地	志賀町末吉千古1番地1
事業者番号	指定事業者番号 1701500017
連絡先	電話番号 0767-32-9132 FAX 番号 0767-32-0288
事業実施地域	志賀町

(2) 事業所の職員体制

職種	人数	勤務体制	
管理者	1	常勤	兼務
社会福祉士	1		兼務
主任介護支援専門員	1		兼務
保健師	3		兼務
介護支援専門員	3		専従

※地域包括支援センターの業務の一部を補完するため、サブセンターを設置

名称	職種	所在地	電話番号
サブセンター社会福祉協議会富来	主任介護支援専門員 (常勤・専従1人)	志賀町富来領家町甲10	0767-42-2545

(3) サービスの提供日及び提供時間

提供日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日を除く)
提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで

2. 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
事業の方針	● 当事業所は、利用者が居宅において必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 ● 介護予防サービス・支援計画書の作成後も、定期的に利用者及び家族と連絡を取り、サービス・支援計画書の実施状況・解決すべき課題を把握し、サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整やその他必要な対応を行います。

3. 提供するサービスの内容

- (1) 介護予防サービス・支援計画書の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 利用者状況の把握
- (4) サービス実施状況把握、評価
- (5) 給付管理
- (6) 介護保険認定申請に対する協力、援助
- (7) 相談業務

[プライバシー（個人情報）の保護]

当事業所が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関することは、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘守義務は、本契約の終了した後も継続します。ただし、サービス担当者会議など、利用者へのサービス提供のために利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意のもとで行います。

4. 利用料金

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣又は志賀町が定める基準によるものとし、当該介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は、利用者のご負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納がある場合は、いったん利用料全額を事業所に支払う必要があります。お支払い後、当事業所が発行する証明書をもって後日払戻しとなります。滞納の期間によっては、全額利用者の負担となる場合もあります。

(1) 介護予防支援の利用料

取扱要件	利用料
介護予防支援費	月額4,420円（初回加算3,000円）

(2) 介護予防ケアマネジメントの利用料

取扱要件	利用料
ケアマネジメントA	月額4,420円（初回加算3,000円）
ケアマネジメントB	月額3,000円（初回加算3,000円）
ケアマネジメントC	初回のみ：3,000円

※介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託した場合、委託した初回に限り委託連携加算3,000円を算定する。

5. 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

(1) 利用者が要介護認定を受けられた場合

当事業所では居宅介護サービス計画を作成することができませんので、居宅介護サービス計画を作成できる居宅介護支援事業所をご紹介します。

(2) 利用者が要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者特定を取り消された場合や基本チェックリスト該当者とならないまま要支援認定の有効期限が終了した場合地域の介護予防サービスの情報提供など必要な支援を行います。

(3) 利用者が当事業所のサービス提供地域外となる遠方に転居された場合

(4) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合

(5) 利用者が死亡した場合

6. 介護予防サービス・支援計画書の作成等の委託について

利用者の同意を得た上で、利用者に提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。業務が適切に実施されるよう、介護予防サービス・支援計画の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者へ助言・指導を行います。

7. 相談・苦情の窓口

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

志賀町地域包括支援センター	所在地	志賀町末吉千古1番地1
	電話番号	(0767) 32-9132
	FAX番号	(0767) 32-0288
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

志賀町役場 健康福祉課 介護保険担当	石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 電話番号 (0767) 32-1111 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番	石川県金沢市幸町12番1号石川県幸町庁舎5階 電話番号 (076) 231-1110 受付時間 午前9時～午後5時

8. 緊急時の対応方法

当事業所が提供するサービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を行うとともに、管理者に報告します。

9. 事故発生時の対応

利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、町や利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また、損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員研修を定期的実施します。当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

11. 感染症対策

感染症の発生及びまん延等を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員研修及び訓練を定期的開催し、職員に対し清潔の保持、健康状態の必要な管理を行います。

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症の発生及びまん延や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者 所在地 志賀町末吉千古1番地1
名 称 志賀町地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印